



発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-3が 1階 竹和武番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-airo.com/>



■ 記帳確認指導会 のお知らせ 令和3年9月1日より

記帳確認指導会では、日々の記帳や集計表・合計残高試算表・減価償却計算書などが適正であるかを確認致します。確定申告時スムーズに決算申告を行うためには事前準備をしておくことが重要です。確定申告期の混雑時には、記帳指導は行いませんので、この機会に是非お越しください。

特に次に該当する方はお越しください。

- 今年 はじめて青色申告をする方やブルーリターンA等会計ソフトをお使いの方
- 新たに10万円以上の資産(車、機械、建物、工事等)を取得した方
- 合計残高試算表が不一致の方
- 前回の確定申告が一度で行えなかった方
- 今年新型コロナウイルス感染症による協力金、支援金等の収入があった方 等

* 記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
2. 過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書(所得税・消費税)の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類(令和3年上半期分と令和2年全期分)
5. 経理処理が分からない取引がある場合は、その関係資料
(車両購入時の注文書、売上明細書等)



記帳確認指導会の特典は…

※決算等の事前準備が整っていると認められた方



※尚 今後の新型コロナウイルス感染状況や行政の方針などにより変更となる場合があります。

●新型コロナウイルス感染症による協力金、支援金等の収入があった方は記帳方法にご注意を!

新型コロナウイルス感染症による協力金、支援金等(一般的に、国や地方自治体から支給される返済義務がないもの)が、支給された場合は「**収入**」として扱われ、事業による売上以外の収入となりますので「**雑収入**」勘定で処理をします。そのため**所得税は課税となりますが**、「**資産の譲渡の対価**」ではないため、**消費税は課税されません**。(会計上の消費税区分は「**不課税**」です。)

小規模企業共済制度

● 制度の特長

- 1 **経営者のための退職金制度**
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 **掛金は全額所得控除**
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
他にもこんな特徴があります。
- 3 **受取時も税額メリット**

他にもこんな特徴があります。

● 契約者貸付けの利用が可能
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

● 共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会

(毎月第1火曜日)

●日程

税務相談 9月7日(火)
10月5日(火)

法律相談 9月7日(火)
10月5日(火)

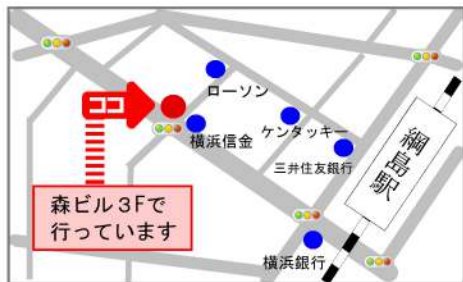
●会場 事務局
●相談受付時間 13時～15時
●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日(月曜日開設)

●開設日 ※9・10月は予約不要です。
9月 6日(月)・13日(月)・27日(月)
10月 4日(月)・11日(月)・18日(月)
25日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時
●電話番号 070-5593-2028
(開設日以外はつながりません)



中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

申請期間

6月分：2021年 7月 1日～ 8月31日
7月分：2021年 8月 1日～ 9月30日
8月分：2021年 9月 1日～10月31日

給付額

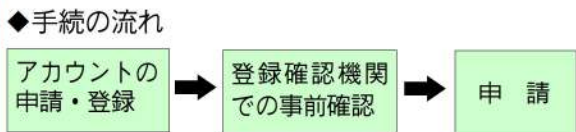
2019年または2020年の基準月※1の売上 — 2021年の対象月※2の売上
上限10万円/月

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。
※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

下記①と②を満たすこと。
①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている。※3
※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。
②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している。

申請方法



必要書類を添えて対象月ごとに申請します。なお2回目以降の申請から事前確認が不要となります。

当会は月次支援金の登録確認機関となりました。当会の会員さま限定で事前確認をいたします。予約制となりますので事前にお電話いただきますようよろしくお願いいたします。

●予約電話番号 045-577-0615

個人事業税納付期限のお知らせ

個人事業税第1期分 納付期限 令和3年8月31日(火)
[第2期分 納付期限 令和3年11月30日(火)]

県から送付される納税通知書によって、原則として、8月と11月の2回に分けて納めることになっています。

個人事業税とは…個人事業主で法定業種に該当する方が対象となります。税額の計算は…

(前年の事業から生じる所得金額※－損失の繰越控除等の額－事業主控除額290万円) × 標準税率 = 税額

※前年の事業から生じる所得金額は青色申告特別控除を差し引く前の金額になります。また一定の規模以上のアパートや駐車場などを貸し付けている場合も課税対象となります。

－詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。－

●会費振替のお知らせ
次回会費の口座振替日は
9月27日(月)です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さいませようお願いします。
なお、規定により既納の会費はお返しできませんのでご了承願います。

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.36)

「インボイス制度」ってなに？(第3回)



登録を受けた人じゃないと、インボイスを渡せないの？



軽子ちゃん

そうですね。インボイスを交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られるの。適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があるのよ。

それに、課税事業者でなければ登録を受けることはできないから、免税事業者が登録を受けるためには課税事業者を選択する必要があるの。ただし、令和5年10月1日から登録を受ける場合は経過措置があるから、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ないのよ。

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



税子先生

じゃあ、いつから、登録申請できるの？

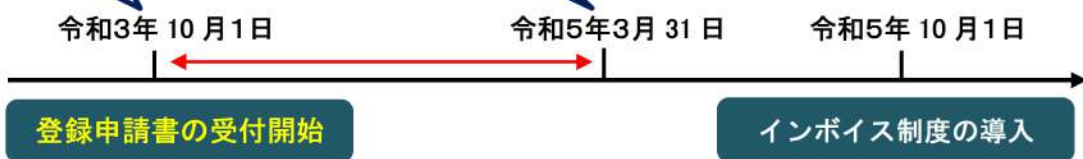


軽子ちゃん

制度導入までのスケジュール

登録申請書は、**令和3年10月1日**から提出可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として**令和5年3月31日**までに登録申請書を提出する必要があります。



令和3年10月1日から申請できるんだね



軽子ちゃん

事業者の方へ

令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」受付開始！

詳しくは

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



着任のごあいさつ



神奈川税務署長

高本 昌宏

残暑のみぎり、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で神奈川税務署長を拝命し、小石川税務署長より転任して参りました高本でございます。

前任の下川署長同様よろしくお願いたします。

貴会におかれましては、誠実な記帳に基づく適正申告の推進及び税知識の普及を基本活動に掲げ、記帳確認指導会、決算準備指導会などの活動に、日頃より熱心に取り組まれておられます。

また、令和2年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税の確定申告にしまして、税務職員による出張相談の受付業務及び青色コーナーへの従事等、多大なるご支援を賜り、感謝申し上げます。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、申告期限等を延長したほか、申告作成会場の混雑緩和のため、入場整理券方式による会場運営を行いました。これらの周知・広報についても皆様のご協力を賜り、大きな混乱もなく確定申告を終了することができました。

これもひとえに仲戸川会長をはじめ、役員、事務局、会員の皆様のご支援の賜物と、重ねて御礼申し上げます。さて、令和5年10月から消費税に適

格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入され、仕入税額控除を受けるためには、適格請求書（インボイス）の交付を受け、保存することが必要となります。このインボイスを発行するためには、予め税務署長に登録申請書を提出の上、登録事業者になっていた必要があります。そして、この登録申請書の受付を本年10月から開始します。

署としましては、事業者の皆様へ制度を理解していただき、早めに準備を進めていただくことが重要と考えています。引き続き貴会のご協力のもと、積極的に周知・広報に取り組みまいります。併せて、税務署に出向くことなく手続きが完了するe-Taxやキャッシュレス納付など税務行政のデジタル化の普及にもより一層注力してまいります。

これまでも税務行政の良き理解者として、貴会の皆様方には、多大なご支援・ご協力をいただいております。ここからはありますが、更なるご支援を賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

結びとなりますが、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

神奈川税務署 関係職員ご紹介(敬称略)

定期人事異動

①出身地 ②趣味等③今年の抱負等

副署長 個人課税担当
岡崎 忠夫

- ①宮城県 ②自転車での散策（今年はレンタルサイクルも活用し行動範囲を広げたい）
- ③今年もコロナ禍の終息の見えない状況ですが、会の皆様と積極的に意見交換しながら対応していきますので、ご支援等よろしくお願いたします。



総務課長
三角 寛

- ①神奈川県 ②プロ野球観戦
- ③一層の協調関係を築いて参りたいと考えています。1年間よろしくお願いたします。



個人課税第1部門統括官
河野 文秋

- ①宮崎県 ②映画鑑賞
- ③2年目になりますが、引き続き会勢拡大に向けたバックアップを進めて参ります。よろしくお願いたします。



個人課税第1部門 指導担当上席
小松 道広

- ①新潟県 ②魚釣り
- ③会と署のパイプ役として、少しでもお役に立てるよう頑張ります。よろしくお願いたします。



e-Tax 広報担当官
イータ君 (平成16年10月1日生)

- ①東京都千代田区霞が関 ②パソコン・空も飛べる
- ③マイナちゃんと、e-Taxの普及に向けてがんばります。会員の皆さん、ご協力をお願いします。



役職	新任者		前任者	
	氏名	前任地	氏名	発令地
署長	高本 昌宏	小石川署 署長	下川 賢一	退官
総務担当副署長	飯塚巳喜雄	留任	飯塚巳喜雄	留任
個人担当副署長	岡崎 忠夫	留任	岡崎 忠夫	留任
法人担当副署長	佐野 弘	国税庁 調査査察部査察課・主査	川崎 令子	法務省 訟務局租税訟務課・課長補佐
総務課長	三角 寛	戸塚署 総務・課長	相川 博章	国税局 調査第1部国際調査管理課・課長補佐
個人課税第1統括官	河野 文秋	留任	河野 文秋	留任
個人課税指導上席	小松 道広	神奈川署 個人3 上席	前野 康二	戸塚署 個人1 指導上席